報道発表資料

買え買え詐欺注意報 No.5

平成26年2月6日 独立行政法人国民生活センター

"人助け"だと思って代わりに申し込んで!? 親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺にご注意!

買え買え詐欺(劇場型勧誘)では、証券会社などをかたる者が消費者宅に電話をしてきて、「○色のパンフレットが届いていないか」「そのパンフレットは選ばれた人にしか届かない貴重なもの」「代わりに買ってくれれば高値で買い取る(名義を貸してくれれば謝礼を支払う)」などと言って、消費者にパンフレットに記載されている権利や商品を購入させようとします。購入させようとする権利や商品は様々であり、未公開株や社債といった金融商品だけでなく、シェールガスやオリンピックといった社会的に関心の集まっている事業に関する権利や、ダイヤモンドなど希少価値のある商品なども見られます。

最近目立つのは、有料老人ホームや介護施設などに入居する権利(以下「老人ホーム入居権」といいます)の買え買え詐欺です¹。基本的な手口は従来の買え買え詐欺と同様ですが、特徴的なのは、消費者の親切心や同情心につけこんで購入させようとしている点です。「入居したい人が多いが権利を購入できず困っている」「パンフレットが届いた人しか入居できない」「お金は払うので、人助けだと思って代わりに申し込みだけしてほしい」などと言って、あたかも人助けになるかのように思わせて、消費者に老人ホーム入居権を購入させようとしています。高齢者にとっては老人ホーム等への入居はひとごとではなく身近な問題で、そうした高齢者の気持ちにつけこみ、その親切心や同情心を巧みに悪用しています。

こうした不審な電話があった場合には、相手にせずすぐに電話を切って消費生活センター等に 相談してください。

1. 相談事例

【事例1】老人ホームの社員権 一入居を待っている人がたくさんいる!?

自宅に老人ホーム社員権のパンフレットが届いた後、別の業者(A社)から「社員権がまだ空いているか聞いてほしい」との電話があった。パンフレットの医療会社に電話したら「よかったですね。ぎりぎりまだ買えます」と言われた。

A社にそれを伝えたところ「老人ホームの入居を待っている人がたくさんいる。名義を貸し

¹ 平成25年12月13日、消費者庁は、有料老人ホームの運営を装って新株引受権付社債を募集する友愛ホーム株式 会社について注意喚起を行っている (http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131213adjustments 2.pdf)。ま た、同12月18日、当社に対して消費者安全法に基づく勧告を行っている

⁽http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131218adjustments 1.pdf).

てほしい。お願いします、お願いします」と何度も言われ、人助けになるならと思い、承諾し、 名前と住所と年齢を伝えた。

その後、A社から「あなたの名前で手続きしました。3,000万円をこちらで振り込みました。 このことは誰にも言わないでほしい。あなたとの会話は録音してあります」と言われ、内緒に するのはおかしいと思った。

息子に話したら詐欺だと言われた。私が承諾したことを録音されていると思うと心配だし、もし3,000万円払えと言われたら高額で払えない。どうしたらよいか。

(2013年10月受付 契約当事者:70歳代 女性 無職)

【事例2】老人ホームの入居権 - 入居権利申込書を持っている人しか申し込めない!?

数日前、来春完工予定の介護療養型老人ホームのパンフレットと入居権利申込書が自宅に届いた。今日、別の業者(B社)から「この老人ホームに入居したい人が6、7人いる。業者からの申し込みは受け付けてもらえない。入居権利申込書を持っている人しか申し込めない。評判がよいのでいっぱいになっているかもしれない。迷惑をかけないので、まだ空いているかどうかあなたの名前で聞いてほしい」と電話があった。人助けになるかと思い、指示された老人ホームの電話番号に電話した。

「400人の募集で後60人分しか空いていない。すぐに申し込んだほうがよい」とのことだったので、その旨をB社に伝えたところ、「急いで払い込まないとふさがってしまう。払い込みに行ってくるので30分待ってほしい」と言われた。

30分後にB社から電話があり「あなたの名義で4,000万円を振り込んだ。入金があったかどうか老人ホームに聞いてほしい」と言われた。老人ホームに電話をすると、「入金があったので、すぐに入居権利申込書をFAXしてほしい」と言われた。申込口数40口、合計金額4,000万円、申込日、住所、氏名等を記入してコンビニからFAXした。娘からおかしな話だと言われた。どうすればよいか。

(2013年9月受付 契約当事者:80歳代 男性 無職)

【事例3】養護施設の会員権 -人助けだと思って申し込みだけしてほしい!?

一人暮らしの母の家を久しぶりに訪問したところ、母から相談された。老人用の養護老人ホームを経営する医療法人のDMが届き、中には老人ホームへの入居権利申込書が入っていた。その後別の業者(C社)からすぐに電話があり、DMが届いているか確認されたうえで、「素晴らしい養護施設なので、そこに入りたいという人が既に30人ほどいるが、入れなくて困っている。その特別会員権を欲しがっているが、DMが送られた方しか購入できない。お金は用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしい」と言われた。母は老人を助けるボランティアをしていたので助けてあげたいという気持ちが強く、自分がお金を用意するのでなければ良いと思って承諾したらしい。一口100万円で30口分(30人分)申し込むことにして、数日前に申込書を郵送したという。しかし、私がやめるように言ったので先刻母が電話したところ、「解約するなら損害賠償として半額の1,500万円請求する」と言われたらしい。そんな高額で払えない。どう対処すべきか。

(2013年8月受付 契約当事者:70歳代 女性 無職)

【事例4】老人ホームの利用権 -迷惑はかけないので名義を貸してほしい!?

自宅にパンフレットが届いた後、別の業者(D社)から「貴県に近日中に老人ホームができ

<u>る。入所の権利をほしい人がたくさんいるので、代わりに買ってほしい」と電話があった。断ったが、執拗に「迷惑はかけない。貴県民しか買えない。当社に名義を貸してほしい」と言われたので、承諾した。</u>

後日、老人ホームから「D社名で2,000万円の入金があった。当社の権利は個人投資家にしか販売しておらず、インサイダー取引で犯罪になる」と脅された。D社からは「名前を間違って振り込んでしまった。このままでは当社もあなたも警察に捕まるかもしれない。示談金600万円が必要。あなたが立て替えてほしい」と言われた。老人ホームやD社から何度も連絡があり、怖くなって指示されるまま現金を宅配便で他県の個人宅に送った。

その後、老人ホームやD社に連絡をしても、呼び出し音が鳴るだけでつながらなくなった。 手元には宅配便の控えがあるだけだ。どうしたらよいか。

(2013年11月受付 契約当事者:70歳代 女性 家事従事者)

2. 消費者へのアドバイス

(1)「代わりに申し込んで」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる不 審な電話は買え買え詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください

買え買え詐欺では、パンフレットが送られてきた後に、証券会社などをかたる者から<u>「パンフレットが届いていないか」「パンフレットが届いた人しか買えない」「代わりに申し込んでほしい」「名義を貸してほしい」「あなたの名前で買った」</u>などの不審な電話がかかってきます。こうした不審な電話がかかってきたら、相手にせず「興味ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ってください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

(2) 業者とやりとりしてしまっても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください

今回のケースでは、業者は<u>「入居したい人が多いが権利を購入できず困っている」「お金は払うので、人助けだと思って代わりに申し込みだけしてほしい」</u>などと言って、消費者の親切心や同情心を巧みに悪用して老人ホーム入居権を購入させようとしています。中には<u>「親を入居させてあげて親孝行をしたい」「被災地の方を入居させてあげたい」</u>などと言ってくるケースもあります。

業者が持ちかけてくる話の内容や送られてくるパンフレットは非常に巧妙にできていますが、話をうのみにせず、絶対にお金は払わないでください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。なお、実際に消費者が購入した権利や商品が業者によって買い取られたり、謝礼が払われた事例は一件も確認できていません。また、業者が現金を宅配便で送付するよう指示する場合がありますが、そのようなこと自体一般の取引ではありえません²。

² お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられている。運送会社各社の約款でも現金や小切手等は運送の引受を拒絶することのあるものと定めている。

(3) すぐに消費生活センター等に相談してください

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターやご家族・友人等に相談してください。お金を払う前に相談することが重要です。

(4) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りが大切です

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつける必要があります。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

内閣府 消費者委員会事務局

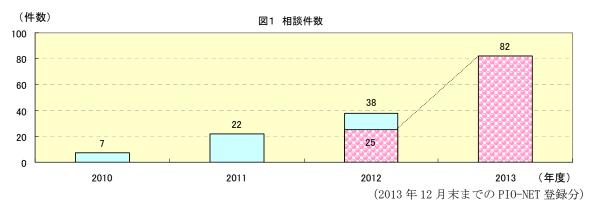
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

(参考) PIO-NET³にみる「親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺」に関する 相談件数

1. 相談件数

2010年度以降に寄せられた相談件数は149件。2013年度は12月末までで前年度同期の3倍強の相談が寄せられている。(図1)

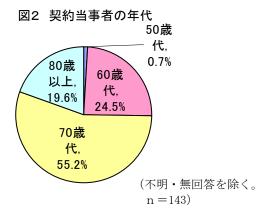


2. 契約当事者の年代

70歳代が6割弱。ほとんどが60歳代以上。(図2)

3. 契約当事者の性別

女性が8割弱を占める。(不明・無回答を除く。n=148)



4. 既支払金額

既に支払をしている件数は25件(全体の30.5%)。(不明・無回答を除く。n=82) 平均既支払金額は約551万円。(図3)



³ PIO-NET (パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費 生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。